

世田谷区では、地域とともに子どもを育てる教育を進めています。このことからお住まいの住所地によって通学区域の学校を定めています。世田谷区は学校を自由に選ぶことはできません。

指定校変更は、下記の事由に該当し、かつ学校運営上又は施設の受け入れ状況等から判断し、特に支障がないと認められるときは許可しています。(指定校変更の制限がある学校は除く)

【注意事項】

1. 指定校変更による児童・生徒の通学は、原則として徒歩とします。
2. 小学校における指定校変更は、中学校を変更するときの理由にはなりません。

区 分		事 由	添 付 書 類 等 ^[注1]	対 象
1	身体的理由	①疾病または身体的理由により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合。 ②長期的、定期的に通院加療を必要とし、かつ診療時間の関係により、病院の最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合。	左の理由を確認できるもの	小・中
2	通学の安全・安心への配慮	登下校の安全・安心の確保について個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合。 ※指定校変更の制限校は除く。		小・中
3	転居後の継続通学	転居後、引き続き転居前の学校に通学を希望する場合。 なお、出張所等においては転居届出時に学期末まで(小学6年生・中学3年生は卒業まで)許可可能とする。		小・中
4	転居予定	住宅の購入・改築等により、おおむね1年以内に転居予定地に居住することが確実なため、あらかじめ転居予定地の通学区域の学校を希望する場合。	賃貸借契約書の写しまたは売買契約書の写し	小・中
5	居所	世田谷区に居住しているが、住民基本台帳は当該居住地以外の住所地に登録されている場合。	賃貸借契約書の写し等居住が確認できる書類	小・中
6	兄弟関係	本人の兄弟が指定校変更を認められて現に在学しており、同じ学校を希望する場合。		小・中
7	放課後の預かり先に伴う配慮	週の大半、放課後に、保護者の親族又は友人、保育施設等に児童を預け、もしくは保護者が勤務する施設で過ごすため、その所在地を通学区域とする学校を希望する場合。 <u>※小学生を対象とする</u> ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く。	①放課後の預かり申立書(別紙1) ②就労等の状況を証明するもの	小
8	友人関係	保育園・幼稚園・小学校等の友人関係で、特に配慮を要する場合。ただし、指定校から隣接する学校に限る。 ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く。		小・中
9	部活動	指定校に希望する部がないなど、部活動に特別に配慮を要する個別具体的な理由により、その部がある中学校を希望する場合。 ただし、指定校変更による生徒の増加や学校施設の状況等により部活動に支障をきたしている場合、受け入れを行わない。[注2] ※新入学又は転入・転居届出時の申請に限る。 ※指定校変更の制限校は除く。	部活動入部希望書(別紙2)	中
10	その他の特別な事情	特別な事情があると教育委員会が認めた場合。		小・中

注1 このほかの書類の提出をしていただく場合もあります。

注2 桜丘中学校では、生徒数の増加が続いており、教室数の不足等、学校運営上の支障があるため、「部活動」を理由とした指定校変更による受け入れができません。その他の学校でも、部活動の状況によっては、指定校変更による受け入れができないことがあります。活動状況等については、各学校へお問い合わせください。

◎指定校変更・区域外就学の制限がある学校

下記の学校は、教室数が不足すると予想されるため、原則として他の区域からの受け入れを行いません。

※ ただし、転居・転出により継続して通学を希望する方、各学校の通学区域内へ1年以内に転居予定の方、希望する学校に兄弟が引き続き在学している方はご相談ください。

小学校	桜小学校 桜丘小学校 中丸小学校 松丘小学校 二子玉川小学校 明正小学校 芦花小学校 山野小学校
中学校	砧中学校 烏山中学校

【問い合わせ先】 世田谷区教育委員会事務局学務課就学係 電話5432-2683